

第69期総代会 総代選挙公告

総代選挙規約第8条に基づき、下記のとおり総代選挙を公告いたします。

令和7年4月10日

全国共済神奈川県生活協同組合

第1選挙区選挙委員長 窪田 謙一

第2選挙区選挙委員長 久保 誠

第69期総代会総代選挙について、総代選挙規約第8条により、理事長に指名された選挙区選挙委員（第1区は窪田謙一および沼澤正晃、第2区は久保誠および真田憲和）は、選挙区選挙委員会を開催、委員長を選出（第1区は窪田委員、第2区は久保委員）し、下記のとおり投票による総代選挙を実施いたします。

1. 投票による総代選挙を行う選挙区、総代定数および候補者の氏名

選挙区	総代定数	候補者数
第1区（横浜市、川崎市）	59名	90名
第2区（横須賀三浦、県央、湘南、県西、県外）	61名	80名

※候補者の氏名は、別紙1および別紙2のとおりです。

2. 投票の日時および場所

(1) 投票日時：以下①～⑦の日時で実施します。

- ・令和7年4月24日(木) ①午前9時30分～11時30分、②午後1時30分～3時30分
- ・令和7年4月25日(金) ③午前9時30分～11時30分、④午後1時30分～3時30分
- ・令和7年4月26日(土) ⑤午前9時30分～11時30分、⑥午後1時30分～3時30分
- ・令和7年4月28日(月) ⑦午前9時30分～11時30分

(2) 投票場所：全国共済ビル 地下1階馬車道プラザ

〒231-0014 横浜市中区常盤町5丁目60番地

3. 投票の方法

- (1) 令和6年3月31日現在、組合員名簿に登録されている組合員本人が投票できます（投票できる選挙区も同様です）。
- (2) 投票を行う場合、組合員本人の確認のため、以下の書類をお持ちください。

必ずお持ちいただくもの
顔写真付の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、有効期限内のパスポート等のうち、いずれかひとつ）
お手元があればお持ちいただきたいもの
組合員証または加入者番号を確認できる書類のうち、いずれかひとつ ※上記（1）が確認できる場合、組合員証が無くとも投票できます。

- (3) 投票は無記名連記制とします。投票場所で組合員本人の確認の後、投票用紙を受け取り、投票する候補者の氏名を2名まで記載し、投票箱に投函してください。
- (4) 期日前投票、代理投票および郵便投票などの特例はありません。

4. 選挙運動

- (1) 選挙運動は、総代選挙規約に基づき、選挙管理委員会が定めた以下の指示に従って行うものとします。
- (2) 候補者等は、以下の選挙運動を、令和7年4月10日(木)から令和7年4月23日(水)までの期間内、行うことができます。
- ①立会演説：候補者は、選挙区選挙委員会が指定した以下の日時・場所において、立会演説を行うことができます。立会演説を行う候補者は、令和7年4月17日(木)までに、所定の用紙にて選挙区選挙委員会に届け出てください。なお、立会演説の実施日程は選挙公報により周知します。
- ・開催場所：全国共済ビル 地下1階馬車道プラザ
〒231-0014 横浜市中区常盤町5丁目60番地
 - ・開催日時：令和7年4月23日(水) 午前10時～12時、午後2時～4時の間
- ②投票依頼：候補者等は、電話等により知人・友人への投票依頼を行うことができます。
- ③選挙公報：選挙区選挙委員会より、候補者の氏名・年齢・居住地（市町村名）・組合員年数・所属（全国共済職員またはその他）を記載した選挙公報を発行します。選挙公報は、令和7年4月21日(月)までに発行し、投票期間中に投票場所にて閲覧できるようにするほか、選挙権を有する組合員に、希望により交付または郵送にて送付します。交付または郵送を希望される方は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

・連絡先：全国共済ビル3階 選挙管理委員会事務局

〒231-0014 横浜市中区常盤町5丁目60番地 (TEL：045-222-3081)

(3) 上記(2)以外の選挙運動は禁止とします。

【してはならないこと(例)】

- ・選挙運動を目的とした文書・図画（ビラ・ポスター・パンフレット等）を頒布・掲示する行為
- ・選挙運動を目的とした文書・図画をインターネット（電子メール、ホームページ、ブログ、X（旧：Twitter）やフェイスブック等のSNS等）を利用して頒布する行為
- ・上記(2)の「立会演説」以外の日時・場所で演説する行為
- ・戸別訪問により投票を依頼する行為
- ・選挙運動を目的として組合員等に対して金銭や物品を与える行為
- ・業務上使用する個人情報を選挙運動に利用する行為
- ・候補者に対して候補の取下げを依頼する行為
- ・候補者を誹謗中傷する行為
- ・選挙公報および選挙公告の別紙（候補者氏名を記載した用紙）を複写、謄写および撮影して、不特定多数または個別の者に流布（配布、郵送、電子メール、SNS等による拡散）する行為

(4) 選挙運動を行うにあたり、選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、選挙管理委員会の裁定に従わなければなりません。

(5) 選挙管理委員会の指示・裁定に従わずに選挙活動を行った、あるいは指示・裁定に従わずに選挙活動を行い当選したと認められる候補者は、選挙管理委員会の決定により、候補者の届出を無効または当選を取り消すものとします。

5. 立会人

(1) 各候補者は、選挙における投票や開票の立会人を1名指名することができます。立会人は、選挙権を有する組合員で、かつ候補者または当組合の職員（普及職員除く）ではない者としてします。

(2) 立会人を指名する候補者は、立会人の同意を得た上で、令和7年4月18日(金)までに、所定の用紙にて、立会を希望する日程区分※を選挙管理委員会事務局に届け出てください。

※上記2. 投票日時の①～⑦ならびに⑦の午後（開票）の区分

(3) 立会人の届け出が、各日程区分において5人を超えるときは、令和7年4月21日(月)までに、くじによる抽選で立会人を定め、届け出のあった候補者に抽選の結果をお知らせします。

6. 当選人の決定、公告および通知

- (1) 開票の結果、有効投票数の多い順に当選とします。
- (2) 得票が同数の者については、選挙区選挙委員会が抽選により順位を定め、その順により当選人とします。
- (3) 当選人が決定したときは、すみやかに当選人の氏名を公告し、かつ当選人に当選の旨を書面にて通知します。

7. その他

- (1) 立会演説および立会人の届け出に係る所定の用紙は、選挙管理委員会事務局（全国共済ビル3階）にて交付します。

以上